

## 災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書

三重県（以下、「甲」という。）と三重県市長会（以下、「乙」という。）及び三重県町村会（以下、「丙」という。）とは、岩手県及び宮城県の災害廃棄物の県内処理に関する下記の項目について、三者合意のうえ覚書を締結する。

### 記

1. 甲が作成する災害廃棄物の処理に関するガイドラインにおいて、県内へ受け入れる災害廃棄物の放射能（セシウム）濃度は、100 ベクレル/kg以下とする。
2. 受入れ災害廃棄物の安全性の確保については、甲が国と協議し、甲の責任において対応する。
3. 乙及び丙の構成自治体等が所有する焼却施設で発生した災害廃棄物焼却灰等の処分先は、甲が国と協議して確保する。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各自署名の上各自1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 三重県知事

鈴木英敬

乙 三重県市長会 会長  
名張市長

滝井利亮

丙 三重県町村会 会長  
大紀町長

石口友晃